

法定相続人開示における受付方法および確認書類一部変更のお知らせ

法定相続人開示について、2022年7月1日（金）より受付方法および提出いただく確認書類の一部を以下のとおり変更いたします。

1. 受付方法の変更について

郵送のみに変更いたします。

2. 確認書類の変更について

現在、確認書類として「申込者が法定相続人であることが確認できる書類」と「開示対象者が亡くなったことが確認できる書類」をそれぞれ提出いただいておりますが、前述の2点の代わりに、法定相続情報証明制度により認証を受けた「法定相続情報一覧図」の写しをご提出いただくよう変更いたします。

3. 確認書類変更の理由

- (1) 法定相続人認定の正確性確保
- (2) 法定相続人開示回答処理期間の短縮
- (3) 提出書類不足による手続き長期化の防止

4. 変更日

2022年7月1日（金）

※ 詳細につきましては、変更当日に下記ホームページにてご案内いたします。

[郵送で開示する（ご本人がお亡くなりの場合）](https://www.cic.co.jp/mydata/mailing/index.html?tab=env_tab4)：

https://www.cic.co.jp/mydata/mailing/index.html?tab=env_tab4

以上